

経営安定と  
最新情報入手に  
役立つ

# 生衛組合は、

## 安全・安心で衛生的なお店づくりをめざします。

皆様方の仕事は、地域に密着した  
住民の生活に欠かせない「生衛業」です。

生活衛生  
同業組合  
とは？

- 法律(生衛法)に基づく組合です。  
理容、美容、クリーニング、旅館・ホテル、公衆浴場、興行場、一般飲食店、すし、めん類、中華料理、社交、料理、食肉販売、食鳥肉販売、喫茶店、冰雪販売、簡易宿所営業の方はどなたでも加入できます。
- 組織の力で、経営の安定化、安全・安心で衛生的なお店づくりをめざしています。
- 国民生活の将来を考え、地域住民の幸せや、地域の発展に貢献しています。

「生衛法」は  
どんな法律  
ですか？

- 衛生水準の向上、利用者利益の擁護を図ることが目的です。  
そのため、組合は営業者の自主的活動としての支援事業を行っています。  
(生衛法の正式名称は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」です。)

組合活動の  
重点

- ①衛生施設の改善向上
- ②経営の健全化
- ③経営の振興

生衛法の  
目的

衛生水準の維持向上と  
利用者・消費者の利益  
の擁護

生衛法の  
究極の目的

国民生活の安全・安心  
で豊かな暮らしづくり

生衛業は  
地域密着型  
産業です。

### 組合加入で、あなたも地域創生に貢献を！

生衛組合は営業者の自主的活動組織であり、国や都道府県の指導・支援を受け、地域の経済活性化に貢献しています。  
最近では、地域文化や災害など非常時の住民生活を守るため、地域住民や行政を支援するなど多様な活動を展開しています。あなたの組合ご加入をおすすめします。

裏面をご覧ください。

# 生衛組合

は、

.....

業界の将来と地域のお客様のために活動しています。

■生衛業が地域の高齢者などにどのようにサービスを提供していくか、将来ビジョン(振興計画)を考え、各種の取り組みを行っています。

■行政の最新情報を迅速にお知らせしています。

■衛生管理講習会や各種研修会を開催しています。

■生衛業の将来の後継者を育成するための活動を続けています。

■行政と災害時の協定を結び、地域住民の非常事態を支援する体制を備えています。

(あなたのお店もご参加をお願いします。)



各種の講習会・研修会



災害支援協定と防災訓練

.....

ご存知ですか？  
「生衛法」と組合の  
こんなこと、あんなこと。

組合は、組合員の営業振興を図るための「振興計画」(厚生労働大臣認定)を作成しています。「振興計画」の認定を受けると、組合員は、融資面で優遇されます。

「生衛法」は生衛業の皆様が運動し、昭和32年に「議員立法」で成立した皆様のための法律です。

生衛法は「国及び都道府県は組合に対して必要な助成・援助を行うよう努めなければならない」とされています。

組合員になると、日本政策金融公庫の融資利率は、一般の営業者と比べ低くなります。

組合は、営業者や家族の将来のため、「共済制度」や「各種福祉活動」をしています。

**あなたの加入が地域の安全・安心を支えます**

お気軽に、都道府県指導センター又は各組合事務局におたずねください

(公財)全国生活衛生営業指導センター・(公財)都道府県生活衛生営業指導センター

●お問合せは、最寄りの都道府県指導センターへ

〇〇県指導センター

検索